

## 学校感染症による出席停止について

学校保健安全法に基づく感染症により、下記の感染症にかかった場合は「出席停止」の扱いとなります。療養期間が済みましたら、下記の「登校再開届」を保護者が記入し、ご提出ください。

分類	対象疾病	出席停止の期間の基準
第1種	(*)	治癒するまで
第2種	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳がなくなるまで、または5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
	風疹	発疹がなくなるまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主な症状がなくなった後2日を経過するまで
	結核	医師が感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで	
第3種	腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 溶連菌感染症、マイコプラズマ肺炎 伝染性紅斑、流行性嘔吐下痢症 感染性胃腸炎(ノロウイルス) その他の感染症	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

(\*)第1種学校感染症:エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、急性灰白髄炎(ポリオ)、鳥インフルエンザ(H5N1)

不明な点などありましたら、養護教諭までご連絡ください。 清瀬第三中学校 TEL:042-493-6313

----- キ リ ト リ -----

清瀬第三中学校長殿

## 登 校 再 開 届

年 組 番 生徒氏名

感染症【 \_\_\_\_\_ 】 のため

\_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 より \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 まで療養していました。

\_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日から登校させます。

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

保護者氏名 \_\_\_\_\_